### Q5参照

### ① 知財法第7条第2項

大学等は,研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう,研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

## ② 特許法第 35 条第3項

従業者等は,契約,勤務規則その他の定めにより,職務発明について使用者等に 特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ,又は使用者等のため専用実施権を設 定したときは,相当の対価の支払を受ける権利を有する。

# ③ ポリシー3-(2)

本法人は,当該発明等の創作が職員の知識と技術によって生み出されたことに十分配慮し,職務発明等の継承,所有にあたっては,登録補償金を支払うものとする。また,本法人が職務発明等に基づく知的財産権の実施又は処分により収入を得たときは,当該知的財産権に係る発明等をした職員に対し,実施補償金を支払うものとする。これらの補償金を受ける権利は,当該権利に関わる職員が転出又は退職した後も存続するものとする。

# ④ 職務発明規程第 11 条

本法人は,本法人が承継した発明等が登録等の知的財産に関して法令等で定められた権利を受けたときは,当該発明等をした職員に対し,知財本部の意見を聴いた上で,補償金を支払うものとする。

本法人は,本法人が所有する発明等又は知的財産権の実施若しくは処分により収入を得たときは,当該発明等をした職員に対し,知財本部の意見を聴いた上で,補償金を支払うものとする。

前2項に規定する補償金の支払に関する事項は、学長が必要な都度別に定める。